

2. 新型コロナウイルス感染症に関する助成金の創設について

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

助成の対象 ①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)

- ③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主 (※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** *1事業所当たり**20人まで以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)**

申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

千葉労働局 雇用環境・均等室に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

担当 雇用環境・均等室 企画部門 電話：043-306-1860

両立支援等助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

助成の対象 ①、②のいずれの条件も満たす事業主が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度※(所定労働日で20日以上)**を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が①の休暇を**合計5日以上取得**すること。

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度

助成内容

対象労働者1人当たり **合計5日以上10日未満：20万円** **合計10日以上：35万円**

***1事業主あたり5人まで**

申請期限

支給要件を満たした日から起算して2か月以内

なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

「介護支援プラン」を策定した場合は、既存の介護離職防止支援コースも併給可

担当 雇用環境・均等室 企画部門 電話：043-306-1860